

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 25 年 4 月 3 日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

三浦太陽光発電事業に係る太陽光発電設備の賃貸借

(2) 事業の目的

区は、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、低炭素社会の実現に向け、区の現状と特性を踏まえ、区民・事業者・区が連携・協働しながら、それぞれが実行すべき対策に取り組むことによって、温室効果ガスの削減に努めていくこととしている。

本事業は、区の掲げる「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」の実現を目指すうえでの重要項目と位置づける「エネルギーの地産地消と地方都市との地域間連携」の実現方策のひとつとして実施するものであり、神奈川県三浦市の区有地において、民間事業者が設置する太陽光発電設備を区が再生可能エネルギーの固定価格買取制度の調達期間内を想定し賃貸し、事業主体として発電を行い、温室効果ガス削減に取り組むとともに、環境施策への活用を図るものである。

さらに本事業は、行政区域外（遠隔地）の未利用資産の活用という特性から生じる、地域間連携の効果、経済的効果等を検証し、既存ストックの有効活用と地域間連携にあたっての実証モデルとする。

(3) 内容

太陽光発電設備の設置、設備機器のメンテナンス及び施設全体の維持管理一式に加え、下記内容を含めた賃貸借契約。

- ① 太陽光発電設備及びその付属物（周囲のフェンス等設備の安全管理に必要なものを含む）の設置に係る設計、施工、監理一式
- ② 電力会社及び関係機関との協議並びに申請手続き、申請手続きの補助等一式
- ③ 設備機器の法定点検、定期点検、部品交換、保証等を含むメンテナンス一式
- ④ 接続検討調査に係る経費、系統連系に係る負担金
- ⑤ 財物損害保険等の保険料
- ⑥ 提案に基づく、本事業に関連した区環境施策への貢献に係る経費
- ⑦ 提案に基づく、地域貢献策に係る経費（ただし、提案者が独自に行う地域貢献がある場合、当該行為に係る経費を除く）
- ⑧ 行政区域外の未利用資産の活用という特性から生じる、地域間連携の効

果、経済的効果等の検証への協力（賃貸借期間の始期より2年程度）

- ⑨ その他賃貸借契約の締結までに本区との協議により賃貸借契約に含めることとして合意した事項に係る経費

（4）賃貸借契約

- ① 期間 契約締結日から20年間
- ② 契約締結日（発電の開始日と同じ）は、平成25年9月1日以降、平成26年3月1日までの間の月の初日とする。ただし、系統連系アクセス協議・工事の状況等により、平成26年3月1日までに発電の開始ができないときには、本区との協議、承認により、契約締結日を延期できるものとする。
- ③ 契約期間中の社会経済状況の変化や再生可能エネルギーの固定価格買取制度の制度変更がある場合、その他設置機器の状況等により、必要に応じて、契約変更の協議を行うことができるものとし、協議に付する条件等については、基本協定及び賃貸借契約に係る協議において取り決めるものとする。
- ④ 本プロポーザル以降、選定された事業者と区で、発電の開始日までの間の役割及び施工にあたっての土地利用等についての確認を行った上で、賃貸借契約締結に向けての事項を定める基本協定を締結するものとする。

2 参加資格

- （1）本プロポーザルに参加する者は、下記の条件のすべてを満たしていること。なお、複数の法人その他の団体で構成するグループでも参加可能とするが、その場合は下記の条件のすべてを満たしている者を代表者とし、その他の者は、②、⑧及び⑨以外の要件をすべて満たしていること。また、グループでの参加の場合、その構成者は、本事業に参加する他のグループの構成員になることはできず、別途単独での参加もできない。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同令第167条の4第2項による措置を現に受けていないこと。
- ② 世田谷区の競争入札参加資格を有し、東京電子自治体共同運営における格付けにおいて、業種名「賃貸業務」、B以上を有していること。
- ③ 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- ⑦ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147

号) 第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

- ⑧ 設備機器のメンテナンス及び施設全体の維持管理一式を含めた賃貸借契約が行える者であること。
- ⑨ 高圧以上かつ 400 k W以上の系統連系が必要な大規模太陽光発電事業への参画の経験又は実績を有する者であること
- ⑩ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(2) なお、設置工事を実施する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- ① 建設業法第 15 条に基づく電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- ② 高圧以上の系統連系が必要な大規模太陽光発電設置の経験又は実績を有する者であること
- ③ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者をこの工事の現場に専任で配置できること。
 - ア 第一種電気工事士又はこれと同等以上の資格を有する者。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
 - ウ 配置する予定の技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(実施説明書「8 企画提案書作成にかかる留意事項」に掲げる企画提案書等の提出日以前に、設置工事を実施する者と 3 ヶ月以上の雇用関係)があること。
 - エ 施工にあつては、上記ウに掲げる者のほか、現場代理人その他必要な人員を適正に配置できること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業者の適格性
- (2) 太陽光発電設備設置にかかる創意工夫(発電量増のためのモジュール性能や配置等の工夫)
- (3) 太陽光発電設備の出力保証
- (4) 設計・工事の安全性、妥当性
- (5) 保守・保安点検を含めた設備管理の妥当性(事故対応を含む)
- (6) 賃貸借契約の考え方(賃借料の妥当性、年間売電金額が年間賃借料を下回った場合の対応等)
- (7) 環境・エネルギー啓発、環境教育等の区環境施策への貢献
- (8) 地域への貢献

5 手続き等

(1) 担当部署

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

世田谷区環境総合対策室環境計画課

(世田谷区役所第 1 庁舎 5 階 53 番窓口)

電話：03-5432-2273 ファクシミリ：03-5432-3062

電子メール：SEA02238@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 実施説明書、仕様書の交付日、場所及び方法

交付日：平成 25 年 4 月 3 日（水）から交付する。

場所及び方法：世田谷区ホームページにて公開（※ダウンロード可）

([区トップページ](#)→[住まい・街づくり・交通](#)→
[みどり・環境](#)→[再生可能エネルギーの普及・促進](#)→
[三浦太陽光発電事業に係る太陽光発電設備の賃貸借事業者の募集](#)に掲載)

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び提出方法

期限：平成 25 年 4 月 16 日（火）（午後 5 時まで必着）

場所：上記(1)の担当部署窓口

方法：持参もしくは、郵送にて必着とする。

(4) 参加申込書・企画提案書の提出期限、場所及び提出方法

提案書について

期限：平成 25 年 5 月 15 日（水）（午後 5 時まで必着）

場所：上記(1)の担当部署窓口

方法：持参もしくは、郵送にて必着とする。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 (1)の担当部署に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は実施説明書及び仕様書による。